

**荒川第二・三調節池事業**  
**環境保全措置実施状況報告書（第17回\_令和7年8月）**

## 1. 事業の概要

### 1.1 対象事業の名称

- ・対象事業の名称：荒川第二・三調節池事業
- ・種類：調節池の設置

### 1.2 対象事業の実施区域

対象事業の位置は表 1 に示すとおりである。

**表 1 計画地の所在地等**

施設名	施行の場所	
荒川第二・三調節池	埼玉県さいたま市、川越市、上尾市	荒川左岸 37.2k～48.0k 付近

### 1.3 対象事業の規模

本事業の規模は、表 2 に示すとおりである。

**表 2 対象事業の規模**

施設名	調節池内面積	洪水調節容量	機能の概要
荒川第二・三調節池	約 760 ha ※1	約 5,100 万 m <sup>3</sup>	洪水調節

※1 このほか、事業範囲に隣接して工事の施工に必要な敷地を確保

## 2. 工事の進行状況（対象期間：令和7年5月～令和7年7月）

事業の全体工事計画を表 3 に示す。

令和7年度は、荒川第二調節池区間（荒川左岸 37.2k～44.0k 付近）の工事用道路、管理盛土、囲繞堤、仕切堤（第一・二調節池間）、構造物（排水施設等）、池内水路及び付帯施設の整備を予定している。令和7年5月～令和7年7月は、囲繞堤、仕切堤（第一・二調節池間）、構造物（排水施設等）、池内水路及び付帯施設の整備を実施した。

また、工事現場へ新規参入する施工業者に対しては工事着手前に環境保全措置の実施に関する WEB 説明会を実施している。

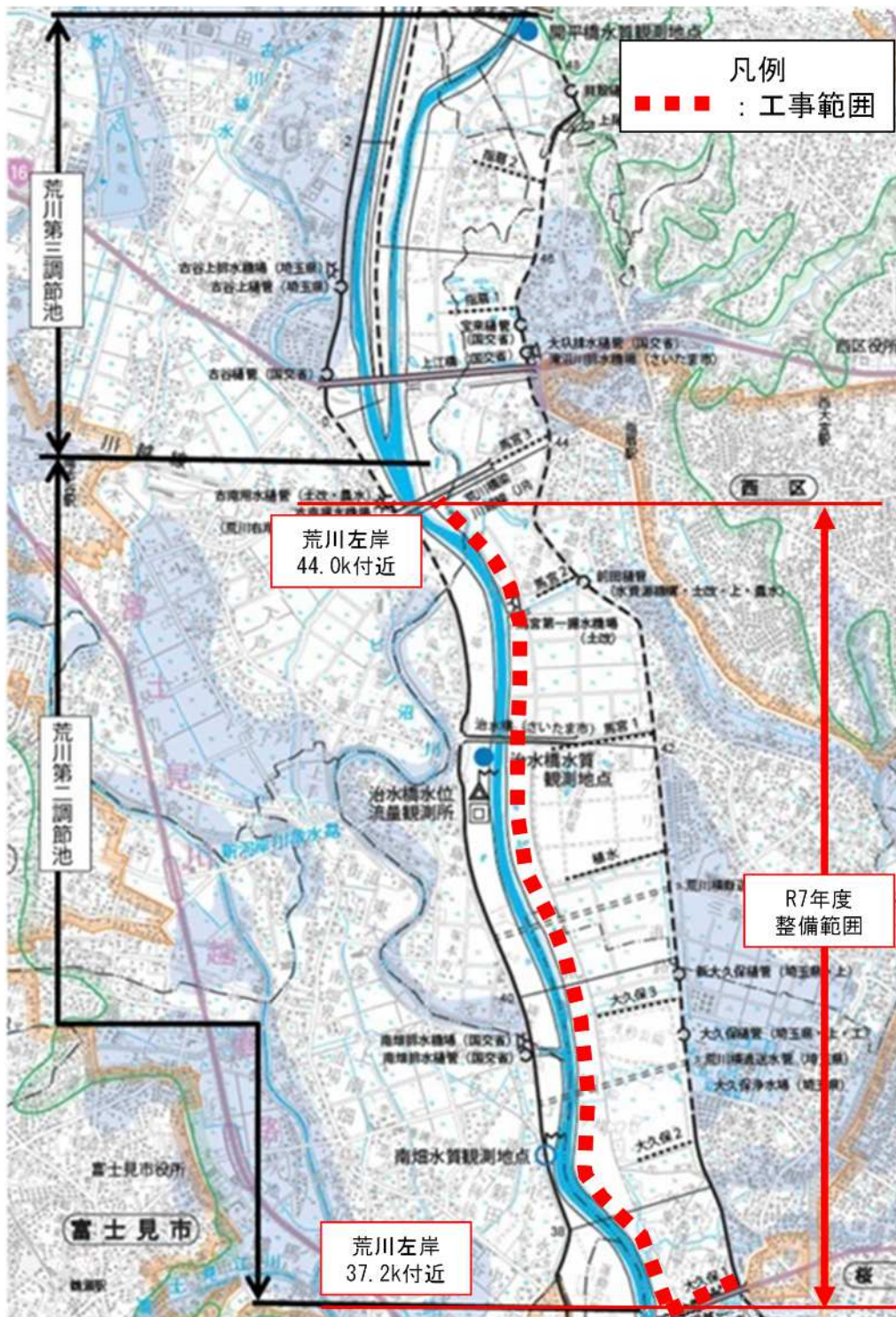


図 1 令和 7 年度の整備予定範囲（荒川左岸 37.2k～44.0k 付近）

表 3 全体工程表 (環境影響評価書掲載内容を一部加工)

工事		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目		
荒川 第二 調節池	管理用通路等	[計画]											
		工事用道路	[実績]										
		管理盛土	[実績]										
	囲繞堤	[計画]											
	仕切堤 (第一・二調節池間)	[計画]											
	構造物(越流堤等)	[計画]											
	構造物(排水施設等)	[計画]											
	池内水路	[計画]											
	付帯施設	[計画]											
	管理用通路等	[計画]											
荒川 第三 調節池	囲繞堤	[計画]											
	仕切堤 (第二・三調節池間)	[計画]											
	構造物(越流堤等)	[計画]											
	構造物(排水施設等)	[計画]											
	池内水路	[計画]											
	付帯施設	[計画]											
	管理用通路等	[計画]											

■ : 計画    ■ : 実績

### 3. 環境の保全のための措置の実施状況（対象期間：令和7年5月～令和7年7月）

各項目における環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況を表4に示す。対象期間中に環境の保全のための措置を実施している項目は、「大気質」「騒音・低周波音」「振動」「水質」「水象」「動物」「植物」「生態系」「自然とのふれあいの場」「廃棄物等」「温室効果ガス等」「コミュニティ」「地域交通」である。

表4(1) 環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況

影響要因		影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施状況	備考
大気質	建設機械の稼働	大気汚染物質の排出	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出ガス対策型建設機械を採用する。</li> <li>工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。</li> <li>作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。</li> </ul>	低減	◎	P11、12
	資材運搬等の車両の走行	大気汚染物質の排出	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制速度での走行やアイドリングストップなどの適切な運転指導を徹底する。</li> <li>車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。</li> </ul>	低減	◎	P11、17
	資材運搬等の車両の走行	粉じんの飛散	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事区域の出口において工事用車両のタイヤの洗浄を行う。</li> </ul>	低減	◎	P12
	堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事	粉じんの飛散	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じてシート被覆等の飛散防止対策を行う。</li> <li>必要に応じて土工事等において散水を行う。</li> <li>工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。</li> </ul>	低減	◎	P12
騒音・低周波音	建設機械の稼働	騒音の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>低騒音型建設機械を採用する。</li> <li>原則として、早朝や夜間、日曜日及び祝日の工事は避け、周辺地域住民等への影響の最小化を図る。</li> <li>工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。</li> <li>作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。</li> </ul>	低減	◎	P11、13
	資材運搬等の車両の走行	騒音の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。</li> <li>車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。</li> </ul>	低減	◎	P11、17
振動	建設機械の稼働	振動の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>低振動型建設機械の採用に努める。</li> <li>原則として、早朝や夜間、日曜日及び祝日の工事は避け、周辺地域住民等への影響の最小化を図る。</li> <li>工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。</li> </ul>	低減	◎	P11
	資材運搬等の車両の走行	振動の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。</li> <li>車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。</li> </ul>	低減	◎	P11、17

注： ◎：対象期間中に実施、○：対象期間以前に実施、－：実施対象なしのため未実施

表 4 (2) 環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況

影響要因		影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施状況	備考
水質	堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事	濁水の流出	発生源対策	・ 工事中の降雨に伴い発生する濁水の SS 濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 180mg/L 以下に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P13、14
	堤体等の工事(掘削含む)	アルカリ分の流出	発生源対策	・ コンクリート工事に伴い発生する濁水の pH を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 5.8~8.6 に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P13、14
水象	調節池の存在・供用	地下水の水位の変化	環境の監視	・ 地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、事業による影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。	低減	◎	P15
動物	工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用	土地の改変	環境の創出	・ 湿地環境等の自然豊かな環境の代償・創出について、必要に応じて検討を行う。	低減	—	
		地下水の水位の変化	環境の監視	・ 地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ 必要に応じて専門家に相談し、事業による動物の生息環境への影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。	低減	◎	P15
	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行	騒音の発生	発生源対策	・ 低騒音型建設機械を採用する。 ・ 工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・ 作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。	低減	◎	P11、13
	堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事の実施	濁水の流出	発生源対策	・ 工事中の降雨に伴い発生する濁水の SS 濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 180mg/L 以下に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P13、14
	堤体等の工事(掘削含む)	アルカリ分の流出	発生源対策	・ コンクリート工事に伴い発生する濁水の pH を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 5.8~8.6 に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P13、14

注： ◎：対象期間中に実施、○：対象期間以前に実施、—：実施対象なしのため未実施

表 4 (3) 環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況

影響要因		影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施状況	備考
植物 (保全すべき種)	工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用	直接改変による個体の消失	生育地への配慮	・改変区域内に生育するノニガナの生育地の改変を回避する。	回避	○	
				・改変区域内に生育するカンエンガツリの生育地の表土移植により保全を図る。	低減	○	P20
			環境の創出	・湿地環境等の自然豊かな環境の代償・創出について、必要に応じて検討を行う。	低減	—	
	地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、事業による植物の生育環境への影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。	低減	◎	P15	
	堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事の実施	濁水の流出	発生源対策	・工事中の降雨に伴い発生する濁水のSS濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である180mg/L以下に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P13、14
堤体等の工事(掘削含む)	アルカリ分の流出	発生源対策	・コンクリート工事に伴い発生する濁水のpHを「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である5.8~8.6に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P13、14	
植物 (保全すべき群落)	土地又は工作物の存在・供用	地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、事業による植物の生育環境への影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。	低減	◎	P15
	堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事の実施	濁水の流出	発生源対策	・工事中の降雨に伴い発生する濁水のSS濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である180mg/L以下に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P13、14
	堤体等の工事(掘削含む)	アルカリ分の流出	発生源対策	・コンクリート工事に伴い発生する濁水のpHを「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である5.8~8.6に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P13、14

注： ◎：対象期間中に実施、○：対象期間以前に実施、—：実施対象なしのため未実施

表 4 (4) 環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況

影響要因		影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施状況	備考
生態系 (環境単位)	工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用	地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、事業による環境単位への影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。	低減	◎	P15
生態系 (上位性陸域)	建設機械の稼働	騒音の発生	時期の調整	・オオタカが繁殖活動を行う時期のうち、敏感度が極めて大きいとされる時期には、必要に応じて工事を一時中断する。ただし、具体的な実施方針については、専門家の指導・助言を得ながら対応する。	回避	—	
			監視	・オオタカが繁殖活動を行う時期には、繁殖状況をモニタリングし、工事によると思われる忌避行動が確認された場合は工事の一時中断を検討する。	回避	◎	P15
			発生源対策	・オオタカが繁殖活動を行う時期には、以下に留意して工事を実施する。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・低騒音対策型建設機械を採用する。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。	低減	◎	P11、13
			距離の確保	・オオタカが繁殖活動を行う時期には、作業員、工事用車両が営巣地付近に不必要に立ち入らないよう制限する。	低減	◎	P15
生態系 (上位性河川域)	建設機械の稼働	騒音の発生	発生源対策	・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・低騒音対策型建設機械を採用する。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。	低減	◎	P11、13
	堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事の実施	濁水の流出	発生源対策	・工事中の降雨に伴い発生する濁水のSS濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である180mg/L以下に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P13、14
	堤体等の工事(掘削含む)	アルカリ分の流出	発生源対策	・コンクリート工事に伴い発生する濁水のpHを「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である5.8~8.6に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P13、14

注： ◎：対象期間中に実施、○：対象期間以前に実施、—：実施対象なしのため未実施

表 4 (5) 環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施状況	備考	
生態系 (典型性陸域)	建設機械の稼働	騒音の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。</li> <li>・低騒音対策型建設機械を採用する。</li> <li>・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドルングストップ等)に努める。</li> </ul>	低減	◎	P11、13
	生息・育成環境の変化	環境の消失	環境の創出	・湿地環境等の自然豊かな環境の代償・創出について、必要に応じて検討を行う。	低減	—	
	土地又は工作物の存在・供用	地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、事業による着目種への影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。	低減	◎	P15
	堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事の実施	濁水の流出	発生源対策	・工事中の降雨に伴い発生する濁水のSS濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である180mg/L以下に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P13、14
	堤体等の工事(掘削含む)	アルカリ分の流出	発生源対策	・コンクリート工事に伴い発生する濁水のpHを「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である5.8～8.6に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P13、14
景観	調節池の存在・供用	主要な眺望景観の変化	周辺景観との調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境との調和を図るため、工作物の意匠計画や色彩計画、緑化計画は自然環境に配慮したものとする。</li> <li>・さいたま市景観色彩ガイドラインに記載された内容を踏まえ、周囲と調和するよう、構造物の色彩に配慮する。</li> </ul>	低減	○	

注： ◎：対象期間中に実施、○：対象期間以前に実施、—：実施対象なしのため未実施

表 4 (6) 環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況

影響要因		影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施状況	備考
自然とのふれあいの場	調節池の存在・供用	自然とふれあいの場の改変	影響の解消	・荒川自転車道の代替ルートについて、関係機関と協議を行い、ルートを確認する。	低減	○	
	建設機械の稼働、堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事の実施、資材運搬等の車両の走行	利用環境の変化	発生源対策 (大気質：二酸化窒素、浮遊粒子状物質) (騒音・振動)	・排出ガス対策型建設機械を採用する。 ・低騒音型建設機械を採用する。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 ・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。	低減	◎	P11、12 13、17
			発生源対策 (大気質：粉じん)	・必要に応じてシート被覆等の飛散防止対策を行う。 ・必要に応じて土工事等において、散水を行う。	低減	◎	P12
財 史跡・文化	調節池の存在・供用	埋蔵文化財包蔵地の直接的改変	影響の解消	・試掘調査又は工事の実施により埋蔵文化財が確認された場合には、埼玉県教育局文化資源課と文化財保護法に基づく協議を行い、指導に従う。	低減	○	
廃棄物等	堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路の設置工事	廃棄物等の発生	発生抑制、再利用の促進	・工事に伴い発生する廃棄物は、再資源化施設へ全量搬出する。	低減	◎	P16
		残土の発生	発生抑制、再利用の促進	・建設発生土は、事業実施区域内で可能な限り有効活用し、余った残土については秋ヶ瀬ストックヤードに搬出し、有効利用を図る。	低減	◎	P16
温室効果ガス等	建設機械の稼働	温室効果ガス等の排出	排出の抑制	・温室効果ガス排出量が少ない低燃費型建設機械の使用に努める。 ・建設機械の稼働に当たっては、アイドリングストップやエンジン回転の抑制など省エネ運転を徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・場内の資材運搬等の車両ルートを効率化し、走行時間を短縮して移動できるよう考慮して計画する。	低減	◎	P11、16
	資材運搬等の車両の走行	温室効果ガス等の排出	排出の抑制	・資材運搬等の車両のアイドリングストップやエンジン回転の抑制など省エネ運転を徹底する。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。	低減	◎	P11、16

注： ◎：対象期間中に実施、○：対象期間以前に実施、－：実施対象なしのため未実施

表 4 (7) 環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況

影響要因		影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施状況	備考
コミュニティ	建設機械の稼働、堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事の実施、資材運搬等の車両の走行	利用環境の変化	発生源対策 (大気質：二酸化窒素、浮遊粒子状物質) (騒音・振動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出ガス対策型建設機械を採用する。</li> <li>低騒音型建設機械を採用する。</li> <li>工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。</li> <li>作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。</li> <li>車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。</li> <li>規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。</li> </ul>	低減	◎	P11、12 13、17
			発生源対策 (大気質：粉じん)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じてシート被覆等の飛散防止対策を行う。</li> <li>必要に応じて土工事等において、散水を行う。</li> </ul>	低減	◎	P12
	調節池の存在・供用	利用環境の変化	影響の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>西遊馬公園第三駐車場の代替駐車場について、関係機関と協議を行う。</li> <li>荒川自転車道の代替ルートについて関係機関と協議を行い、ルートを確認する。</li> </ul>	低減	○	
地域交通	資材運搬等の車両の走行	交通混雑の発生	交通混雑の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。</li> </ul>	低減	◎	P17
		交通事故の発生	交通安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。</li> <li>歩行者等の安全を確保するため、工事区域の出入口等の要所に、必要に応じて交通整理員を配置する。</li> <li>資材運搬等の車両の運転者への交通安全教育を行い、安全に十分注意して運転するよう指導を徹底する。</li> </ul>	低減	◎	P11、17

注： ◎：対象期間中に実施、○：対象期間以前に実施、－：実施対象なしのため未実施

【項目：共通】

- ・新規入場者教育において、交通ルールの厳守、適切な車間距離、規制速度での走行、アイドリングストップの励行等の指導を実施した。（実施日：令和7年5月8日、令和7年6月2日、令和7年7月1日等）
- ・作業員にアイドリングストップを指示し、温室効果ガスの削減に努めた。

新規入場者教育資料

**1. 工事概要**

① 工事名称  
② 作業所名  
③ 工事場所  
④ 工期  
⑤ 発注者  
⑥ 工事内容

**2. 作業時間**

① 安全朝礼 朝礼：7時50分～8時00分。作業手帳KY：8時00分～8時10分  
朝礼終了後～17時まで（但し、残業が発生する場合は職員に事前連絡のこと）  
② 作業時間 各社責任者の方は、事務所へ終業報告して下さい。  
③ 作業日 月曜日～金曜日  
④ 工事打合せ 4.3：00～13：15（職員もしくは、代理人）

**3. 弁当と休憩所について**

① 弁当 基本的に休憩所を使用して下さい。  
※各自持ち込んだ弁当は必ず持ち帰ってください

② 休憩所設備 休憩所・トイレはみなさん自由に使用して下さい。  
※みなさんが使用することで、定期的な掃除は分別して行ってください。  
※貴重品等の盗難に関しては責任を負いかねますので各自管理して下さい。

**4. 安全上の注意点（作業所災害防止重点管理項目）**

① 作業中のメガネの曇り及び指定場所以外での喫煙は厳禁です。  
② 班毎で各自が担当した区画は、一般廃棄物・産業廃棄物に大分類して、それぞれに分別して、適切な分別BOXに分別して下さい。  
③ 休憩所・トイレは常に清潔を心がけて使用して下さい。（職員も同様）  
④ 職員・作業員を問わず、常に挨拶を心がけて下さい。  
⑤ 高所作業時、開口部付近での作業時は必ず安全帯を使用して下さい。  
⑥ 作業指示書は必ず熟読（本誌）を熟読して下さい。  
⑦ 運転中は携帯電話の操作は、必ず一時を止め、ブレーキを踏んで下さい。  
⑧ 乗員（乗客・ドライバー）の乗降は、必ず安全帯を使用して下さい。  
⑨ 作業上必要な安全施設は、その場を離れる際には必ず閉鎖して下さい。  
⑩ 朝礼は7時50分からです。全員参加で遅刻は厳禁です。  
⑪ 終了時のつづき清掃を怠り、常に作業場の清潔を心がけて下さい。  
⑫ 工事車両出入り時は一旦停止し、安全を十分確認して下さい。  
⑬ 交通誘導員が配置されている場合は、指示に従ってください。  
⑭ 休憩所の利用地には立ち入りしないで下さい。  
⑮ 集合している場合、工事の立ち入りは厳禁です。立ち入りしないで下さい。  
⑯ オオカサ（防塵）対策のため突発的な打撃等は厳禁です。  
⑰ 重点管理項目、作業手帳を熟読し、集約後指示書を確認して下さい！

**4. ISO（FF-11-1）：国際標準化機構）への対応について**

① ISOとは、国際的に物の規格・基準を統一することが目的です。  
② 品質ISO：お客様が要求する品質を確保する仕組み。③ 環境ISO：地球規模で環境を保全する仕組み  
※当作業所では、品質・環境ISOの活動を行っていますので、下記の事項を守ってください。

**5. 品質ISO活動上の注意点**

○ 社員品質方針 我々はQualityの追求という経営戦略に基づき、自利他利己利己をお客様第一の精神のもと、積極的に品質保証活動を推進し、社会に貢献する。

1. ISO9001に基づき品質マネジメントシステムを全社に運用し、その有効性を継続的に改善し、効果的に運用する。  
2. 適用される法令・規程等に基づき品質を確保し、顧客要求事項を明確にし、確保する。  
3. 業種・顧客への信頼獲得の意を忘れず、施工品質はもとよりあらゆる企業活動の場面で高い品質（Quality）を追求し、お客様との信頼を高める。

○ 土木部品質目標

1. 顧客等の工事満足度評価の維持・向上（顧客等の平均工事満足度評価（2014～2016年度）平均点以上の達成率を60%以上とする）  
2. 若手・中堅職員の力量向上（4回/年）集合教育の実施

○ 作業所長品質目標（職員並びに作業員の品質意識を高め、各段階でのプロセス管理を徹底し、顧客の満足する品質を確保する。）

① 下記の工事は、当作業所の重要工種です。品質確保、向上を自覚して下さい。また、そのための各取組に協力して下さい。  
(1) 土工 (2) 地盤改良工 (3) 水門工  
② 堤体盛土工事を施工する場合は、堤体盛土(30m/10日)以下にて、所定の巻出率・転圧の実施を遵守して下さい。  
③ 鉄筋、土工等に不適当品（不良品、決められたものでないもの）  
④ 不適当品は使用せず、「不適当品置き場」に置いて下さい。

**6. 環境ISO活動上の注意点**

① 騒音・振動の発生を予防する。(1) エンジンの変速は慎重に。(2) 不必要なクラクションは鳴らさないこと。  
(3) 騒音低減対策として、騒音低減装置の使用を検討すること。(4) 騒音低減対策として、騒音低減装置の使用を検討すること。(5) アイドリングストップの励行すること。

② 大気汚染の発生と地球温暖化の発生を予防する。(1) 騒音低減対策として、騒音低減装置の使用を検討すること。(2) 必要以上にエンジンを空回ししないこと。(3) 必要以上にエンジンを空回ししないこと。(4) 3 IS規格油を使用すること。(5) 7 IS規格油を使用すること。(6) 排ガス対策型建設機械を使用すること。(7) 車両等の積載限界を確認し、過積載しないこと。  
③ 産業廃棄物発生量を削減する。(1) 廃棄物の分別な処理をしないこと。(2) コンクリート・鉄筋・鉄骨などの部材を積極的に再利用すること。(3) 使用済みのコンクリートなどは積極的に再利用し、有効利用すること。  
④ リサイクルを推進する。(1) 廃材等分別な処理の分別工種に投入すること。(2) 各人で買った弁当・新聞・雑誌・パン・紙類は各人の責任で処分すること。  
【分別回収】 1) 金属くず（鋼材、鉄筋等） 2) 廃プラスチック（シート、地盤等） 3) 木くず（コンクリート等コンクリートの付着は厚として入れる） 4) 紙くず 5) 混合廃棄物（1）～（4）以外のもの 6) 一般廃棄物（空き缶、空きビン等、ただし弁当の蓋は持ち帰ること）

⑤ 油漏れの発生を予防する。(1) 場内で給油作業を行う場合は、下記の事項を守ってください。  
1) 給油時は、吸油口の下のフェルト・オイルマットなどで養生すること。  
2) 漏れに気づいた場合は、オイルマットを回収し、吸油口に回収し、吸油口に回収すること。  
3) オイルマットは定期的に回収し、回収し、回収すること。  
⑥ 排水による水質汚染を予防する。(1) 排水は職員用の排水口にて、メンテナンス等を経由して場外へ出す。(2) 配管の水漏れ作業は、定められた場所で行う。(3) 汚れた水、油などが発生した場合は職員に連絡し指示を受ける。  
⑦ グリーン購入の推進 (1) リサイクル製品、エコマーク商品を使用する。

各人が上記の環境ISOを取組むことの効果があります。  
① 工事はより大気汚染の予防が期待できます。② 産業廃棄物発生量が削減され処分量が削減されます。  
③ 地球への負荷が軽減されます。④ 当社の環境への取組を第三者にアピールできます。

**(アイドリングストップの厳守)**

(令和7年5月～7月使用資料)

- ・大きな騒音・振動が発生する工事については、早期夜間、日曜日及び祝日の工事は実施していない。



(令和7年5月14日、令和7年7月17日撮影)

【項目：大気質、自然とのふれあいの場、コミュニティ】

- ・ 排出ガス対策型建設機械を採用した。



(令和7年5月23日撮影)

- ・ 工事用車両走行時、車輪に粉塵が付着していないことを確認し、付着している場合は車輪の洗浄を行った。



(令和7年5月23日、令和7年6月27日撮影)

- ・ 運搬路の舗装、散水により粉塵の低減に努めた。



(令和7年6月26日、令和7年7月4日撮影)

【項目：騒音、動物、生態系、自然とのふれあいの場、コミュニティ】

- ・低騒音型建設機械を採用した。



(令和7年6月23日撮影)

【項目：水質、動物、植物、生態系】

- ・濁水の流出を低減するための沈砂池を設置した。
- ・水質（濁水）の監視を行った。



(令和7年5月14日、令和7年6月24日撮影)



図1 水質測定位置



図2 濁水 (SS) の測定結果

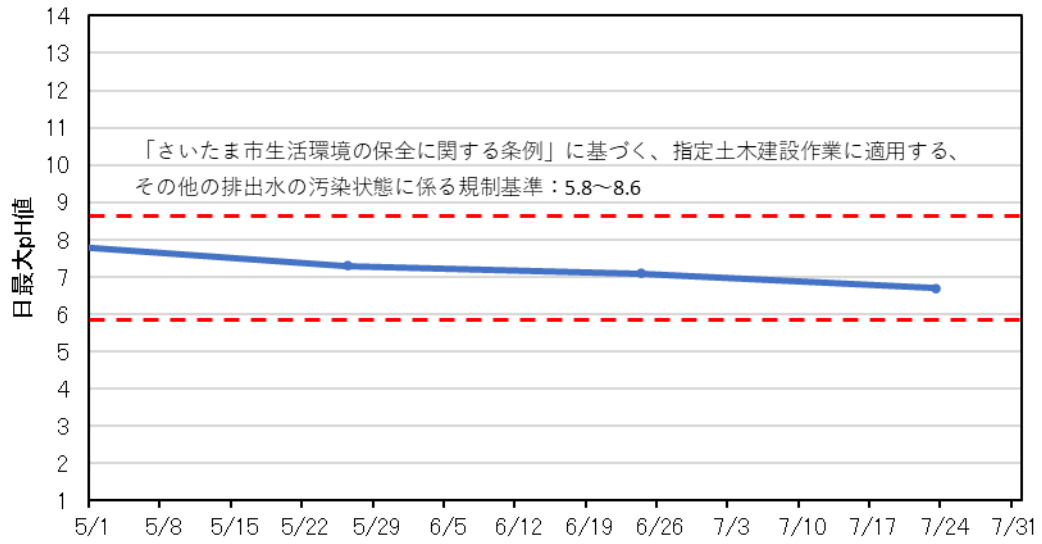


図3 濁水 (pH) の測定結果

【項目：水象、動物、植物、生態系】

- ・地下水位データ観測を実施した。



(令和7年7月2日撮影)

【項目：生態系（上位性陸域）】

- ・新規入場者教育において、オオタカの営巣地付近における不必要な立入り禁止等の指導を実施した。（実施日：令和7年5月8日、令和7年6月2日、令和7年7月1日等）
- ・オオタカの生息状況を把握する調査を実施した。



(令和7年6月11日、令和7年7月10日撮影)

【項目：廃棄物等】

- ・ 令和7年7月時点で12.2tの木くず、9.6tの混合廃棄物を再資源化施設に搬出した。また、令和7年5月～7月の期間に建設発生土はなかった。

【項目：温室効果ガス等】

- ・ 場内の資材運搬等の車両ルートを効率化し、走行時間を短縮して移動できるような運搬ルートとした。



(令和7年6月4日、令和7年7月23日撮影)

- ・ 低燃費型建設機械を採用した。



(令和7年6月16日撮影)

- ・ 建設機械及び車両の整備、点検を実施した。



(令和7年5月30日、令和7年7月30日撮影)

【項目：地域交通】

- ・ 工事用車両の運行に当たっては、車両走行の集中化を避けた。
- ・ 歩行者等の安全を確保するため、工事区域の出入口等の要所に交通整理員を配置した。



(令和7年5月16日、令和7年7月17日撮影)

#### 4. 地下水位の観測状況

地下水位のモニタリング実施地点の位置は、図4に示すとおりである。各観測地点の地下水位モニタリング結果を図5に示す。

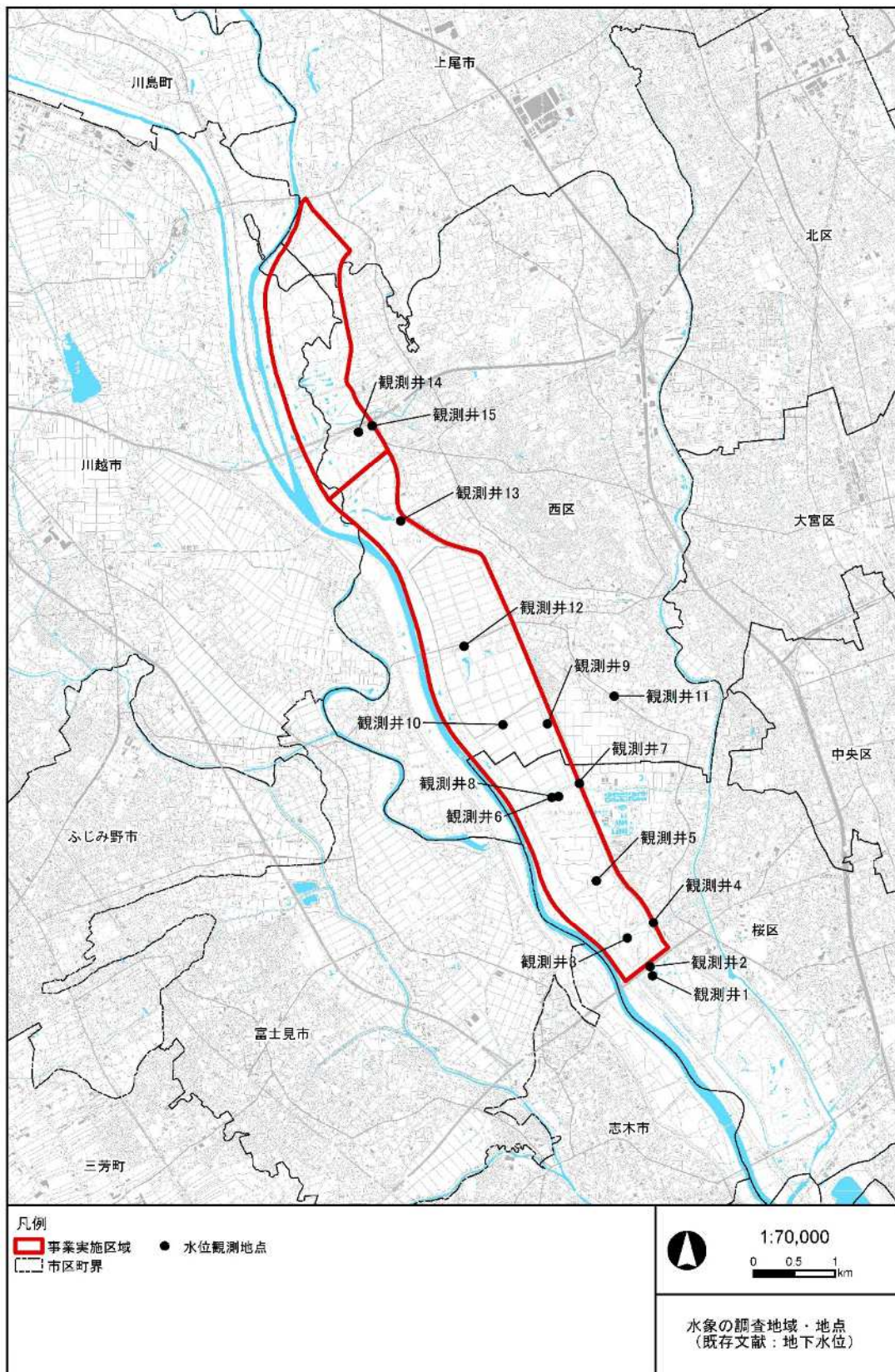
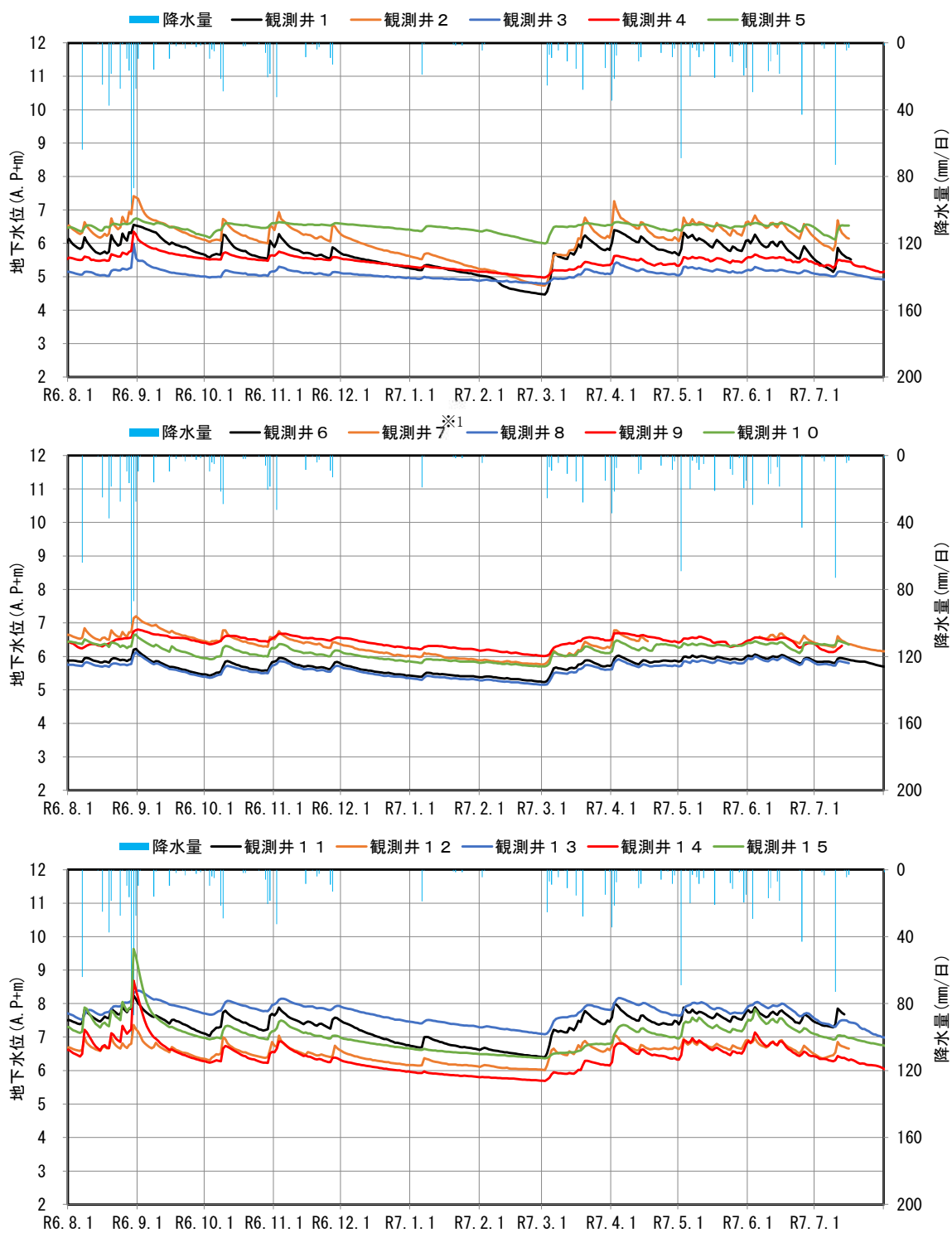


図4 地下水位モニタリング実施地点の位置図（環境影響評価書より引用）



※1：観測井7は、令和7年4月18日から令和7年5月9日まで計測器の故障のため欠測。

図5 地下水位のモニタリング結果（令和6年8月～令和7年7月）

## 5. 評価書から環境保全措置を変更した内容

改変区域内で新たに確認されたカンエンガヤツリ(環境省レッドリスト2022:絶滅危惧Ⅱ類、埼玉県レッドデータブック2011:絶滅危惧Ⅱ類)について、表土移植及び種子採取を実施している。